

桜が丘防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイド

平成 29 年 3 月作成

桜が丘防災福祉コミュニティ

目 次

総括表

1 ページ

① 風水害

災害発生前

2 //

災害発生直後

3 //

② 地 震

4 //

③ジュニア防災チームの対応

6 //

④連絡先電話番号一覧表

12 //

⑤防災資機材庫 在庫表

16 //

⑥防火水槽位置図

17 //

桜が丘防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド

防コミ運営本部設置基準

- 震度5弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合、地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。
- 特別警報が出された場合。
- 地域に避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示が出された場合。
- 上記のほか、大雨等で神戸市に土砂災害警戒情報が発表された場合。

活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々で助け合うことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で防災活動を行いましょう。

防コミ運営本部 設置場所	桜が丘中町3丁目3-1 桜が丘自治会館 ☎ 078-994-2381		
単位自治会本部 設置場所	桜が丘自治会 桜が丘自治会館	栄第一市住自治会 第一集会所	
防災資機材庫の 場所	桜が丘公園内 自治会館前		
一時避難所	桜が丘自治会館	第一集会所	
避難所	桜が丘小学校 中4、5、西C、D、E、F、 Gブロック	桜が丘中学校 東A、B、中1、2、西A、 H、Bブロック、東町3丁目	木津小学校 東C、D、E、南A、Bブロ ック
耐震性防火水槽	桜が丘地区に該当施設 なし		
災害時要援護者 名簿保管場所	桜が丘自治会事務所		
防災行政無線保有者	桜が丘地域福祉センター	□ 防コミ副代表 □	
地域内の危険個所	東町6丁目15、16、17、 18番地の一部		

□は、その行動が完了したらチェックをつける

① 風水害

【災害発生前】

1、防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。
また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2、情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、自治会長に伝達する。
- 土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また、各自治会の避難誘導班による災害時要援護者の避難誘導が実施できるよう体制を整える(人員確保等)。

【参考】

避難情報の種類	
避難準備・高齢者等避難開始	お年寄りや体の不自由な人、小さな子ども連れなど避難に時間のかかる人と、その手助けをする方は避難を開始してください。それ以外の人は気象情報に注意し危険だと思ったら早めに避難してください。
避難勧告	災害発生の可能性が高まっています。速やかに避難を開始してください。
避難指示	今にも災害が発生する可能性があります。緊急に避難してください。 ※ 大雨などで避難所への避難が危険なときは、崖から離れた 2 階以上の部屋に避難しましょう。

【災害発生直後】

1 防コミ運営本部による指揮

- ([災害発生前]と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。)
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各自治会に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各自治会の活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」や「自治会館又は集会所」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 単位自治会長は「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を 集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、優先電話、携帯電話等により、単位自治会長に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、単位自治会長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し、安否確認を行う。
*ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、自治会単位で防災資機材を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当てを実施し、医療機関に搬送する。

6 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

7 避難所の立ち上げ

- 学校関係者や、区役所職員と協力して避難所を立ち上げる。
- 避難者名簿を作成する。
- 高齢者等避難に時間のかかる人やその手助けをする方のため一時避難所を開設する。避難所

が開設された後、避難誘導する。

② 地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
シェイクアウトの実践
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認

近所の安否/被害の把握

- 隣近所の安否や被害の把握
救出・救護、初期消火などの対応
- 被害状況等の班長・ブロック長への連絡

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部の役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿等を配置する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、単位自治会に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各自治会の活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 自治会ごとの災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」や「自治会館又は集会所」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 単位自治会長は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。

- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、自治会に伝達する。
- 伝令等により、自治会長から各ブロック内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
*地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
*ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張る等による区別も効果的です。

5 消火活動

- 自治会単位で防火水槽での小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
*火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、自治会単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
*救出にはジャッキやバー、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当てを実施し、医療機関に搬送する。

7 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

9 避難所の立ち上げ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所を立ちあげる
- 避難者名簿の作成

③ジュニア防災チームの対応

桜が丘防災福祉コミュニティでは平成15年から毎年10~20名の中学生によるジュニア防災チームを組織し、訓練してきた。その累計人数は約250名に達している。

災害発生によりこれらの現役、OB隊員の活動申し出が考えられる。申し出があった時は、原則として避難所運営活動に従事する事とし、年齢、体力等を勘案し適切な作業分担とする。

情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 各ブロックからの情報収集

2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認

1 安否確認情報の収集

2 安否不明者の確認

- (1) 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う
- (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

被災者宅への確認手順

1 外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認してください。

2 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

3 ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。

4 庭、勝手口等の確認

状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

5 確認シール貼付

確認した状況に応じて、玄関ドアにシールを貼付してください。

シールの色分け

● 救助・支援の必要あり

● 安否の確認できず

● 社会済み・支援の必要なし

救出・救護活動

- 1 ブロック、自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

- 1 被害の実態把握
 - (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
 - (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
 - (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。
- 2 二次災害の防止
 - (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
 - (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物が倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
 - (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。
- 3 要救助者の救出
 - (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
 - (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。
- 4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消火活動

- 1 ブロック、自治会単位で、防火水槽から小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があつてから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

災害時要援護者の避難支援

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。

避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 瘦たきりの要介護高齢者
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
- 3 認知症の人
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。
- 5 听覚障がい者
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 言語障がい者
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者
避難所での電源確保が必要。

④電話番号一覧表

1、関係官公署等

桜が丘自治会館	994-2381	西消防署押部谷出張所	994-0119
桜が丘小学校	994-8010	西消防署	961-0119
木津小学校	994-0003	西警察署	992-0110
桜が丘中学校	994-8822	西区役所	929-0001
桜が丘地域福祉センター	995-2298		

2、防災福祉コミュニティ世話人

氏名	住所	電話番号		推薦団体等
		自宅	携帯	
[]	[]	[]	[]	代表 ふれまち委員長
[]	[]	[]	[]	副代表 桜寿会
[]	[]	[]	[]	桜が丘自治会
[]	[]	[]	[]	栄第1市住自治会
[]	[]	[]	[]	桜寿会
[]	[]	[]	[]	きらく会
[]	[]	[]	[]	栄春会
[]	[]	[]	[]	民児協
[]	[]	[]	[]	会計 保護司会
[]	[]	[]	[]	桜が丘中 PTA
[]	[]	[]	[]	桜が丘小 PTA
[]	[]	[]	[]	青少協
[]	[]	[]	[]	

個人情報
の取り扱い
を守りません。

3、桜が丘自治会役員

役職	氏名	住所	電話番号
会長			
副会長			
"			
"			
"			
"			
"			
"			
"			
監査役			
"			
"			
顧問			
"			
会計部長			
文化厚生部長			
環境防犯部長			

福祉部長		
子ども会部長		
東Aブロック長		
東B ハ		
東C ハ		
東D ハ		
東E ハ		
中1 ハ		
中2 ハ		
中4 ハ		
中5 ハ		
西A ハ		
西H ハ		
西B ハ		
西C ハ		
西D ハ		
西E ハ		
西F ハ		
西G ハ		
南A ハ		

4、栄第1市住自治会

役職	氏名	住所	電話番号
会長			
副会長			
副会長			

会計	<input type="text"/>	桜
書記	<input type="text"/>	桜
会計監査	<input type="text"/>	桜
会計監査	<input type="text"/>	桜

6

5

4、桜が丘町内大規模店舗

店舗名	店長名	住 所	電話番号
コープ桜が丘店	<input type="text"/>	桜が丘中町 3-2-3	994-2211
ナフコ西神戸店	<input type="text"/>	桜が丘中町 3-2-2	998-3621
キリン堂神戸桜が丘店	<input type="text"/>	桜が丘中町 3-2-16	995-1116
ローソン神戸桜が丘店	<input type="text"/>	桜が丘中町 6-4-16	998-1755

⑤ 桜が丘防災資機材庫 在庫表

品名	個数	品名	個数
拡声器(ハンドマイク)	3本	バール	3本
台車	1台	釘抜き付バール	1本
リヤカー	1台	ハンマー	5丁
コードリール	1巻	ジャッキ	2基
三脚式投光器	1脚	布水槽・脚	1セット
ポリタンク(飲み水用)	13個	のこぎり	4丁
〃(灯油用)	5個	チェンソー	1機
ブルーシート	8枚	避難はしご	1流
水消火器	5本	ライフジャケット	5着
粉末消火器	2本	ワイヤーカッター	2丁
ロープ	2巻 ロープワーク用43本	飲み水キーパー	3個
ホース	5巻	布担架	1台
布バケツ	38個	給水ホース	1個
ヘルメット	18個	道具箱(赤色)	1缶
のぼり旗ポール	5本	水槽ペール	2個
小型動力ポンプ	1台	帽子	34着
発電機	1台	腕章	21個
指揮棒	3本(2本不良)	ボール	0個
防コミ・ジャンパー	31着	フライパン	2個
ジュニア・ベスト	23着	子ども防災チームジャケット(帽子)	4着
三角巾	71個	Tシャツ(黄)	3着
肺蘇生ピース	19個	コンプレッサー(250タン)	1台
混合油用小型タンク	1個	土嚢袋	200袋
ガソリン用小型タンク	1個	トラロープ	4巻
竹竿	4本	飲み水用バケツ	1個
皮手袋	5足	斧	1振
軍手	176足	消火栓用スタンドパイプ	1本
毛布	3枚	強力ライト	3個
防火用水開閉器(△)	1個		
〃(口)	1個		
ブリキバケツ	7個		
スコップ	7丁		

調査日 平成29年3月11日 調査者

(注) 指揮棒、電池至急買い揃える必要有